

2011

3

労働基準ニュース

(社)埼玉労働基準協会連合会発行
中央労働災害防止協会埼玉県支部
(社)全国労働基準関係団体連合会埼玉県支部

CONTENTS

平成22年の労働災害の状況(速報値).....	2
最低賃金知っておきたい7つのポイント!.....	4
地域別最低賃金一覧(47都道府県).....	8
産業安全運動.....	9
一〇〇年記念事業にご参加ください.....	9

均等待遇・正社員化.....	10
推進プランナーがお手伝いします!.....	11
△委託状況届△の提出のお願い.....	13
行動計画策定・届出の義務化.....	13
各種講習会・行事.....	13



(社)埼玉労働基準協会連合会 ホームページ
<http://www.saikiren.or.jp/>

埼玉労働局からのお知らせ

平成22年の労働災害の状況（速報値）

労働基準部安全衛生課

埼玉県内における平成22年の労働災害の発生状況は、次のとおりです。

数値は現在のところ未確定で、確定するのは、平成23年4月になります。

平成22年 死亡災害発生状況

業種別

業 種 別 累 計								増 減	
業 種	平成20年	交通事故	平成21年	交通事故	平成22年	交通事故	増減	除く交通事故	
製 造 業	5	1	6	1	9		3	4	
鉱 業	1						0	0	
建 設 業	18		16		11	1	－5	－6	
交 通 運 輸 事 業	2	1	1	1	3	3	2	0	
陸上貨物運送事業	4	1	8	6	9	2	1	5	
農 林 業			1		2		1	1	
そ の 他	15	8	9	3	14	7	5	1	
全 産 業	45	11	41	11	48	13	7	5	

業種別・事故の型別

事故の型 業 種	墜落・転落	巻き込まれ・巻き込まれ	飛来・落下	激突され	火 災	交通事故	崩壊・倒壊	転 倒	そ の 他	合 計	前年合計	前年比
製 造 業	1	4	1					1	2	9	6	3
鉱 業										0	0	0
建 設 業	5	1	1	1	1	1			1	11	16	-5
交通運輸事業						3				3	1	2
陸上貨物運送事業	2	2	1	1		2			1	9	8	1
農 林 業	1								1	2	1	1
そ の 他	2	1	2			7	1		1	14	9	5
合 計	11	8	5	2	1	13	1	1	6	48	41	7
前 年 合 計	12	6	3	3	1	11	2	1	2	41		
前 年 比	-1	2	2	-1	0	2	-1	0	4	7		

(注) 平成22年死亡者数は前年同期比 17.1%増加している。

交通事故による死亡者数は内数である。

陸上貨物運送事業には、貨物取扱業を含む。

本集計は発生日によるものである。

平成23年1月27日現在

平成22年 業種別労働災害発生状況（休業＋死亡）

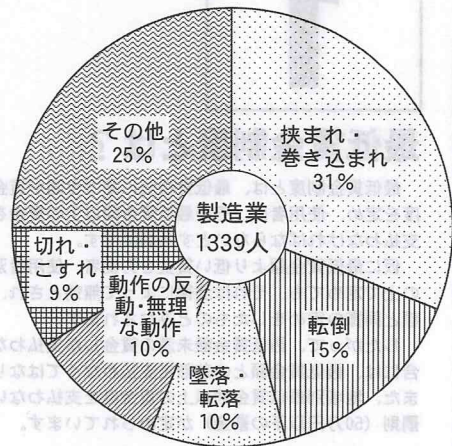
年 別		平成21年	平成22年	増減
林 業		26	30	4
鉱 業		1	4	3
建設業	土木工事業	152	150	−2
	建築工事業	368	415	47
	木造建築工事業	87	92	5
	その 他	106	84	−22
	小 計	626	649	23
製造業	食 料 品	408	407	−1
	繊維製品	17	15	−2
	木材木製品	54	40	−14
	パルプ紙製品	50	69	19
	印刷・製本	93	75	−18
	化学工業	113	139	26
	窯業土石製品	34	52	18
	金属・非鉄精錬	40	38	−2
	鑄 物	19	26	7
	めっき・金属製品	225	189	−36
	一般機械器具	75	80	5
	電気製品	38	41	3
	輸送用機械器具	48	65	17
	その 他	132	103	−29
	小 計	1,346	1,339	−7
交通運輸事業		50	74	24
陸上貨物運送事業		850	849	−1
その他の事業		1,853	1,905	52
清 掃 業		126	106	−20
ビルメンテナンス業		101	95	−6
卸売業又は小売業		596	642	46
警 備 業		39	46	7
ゴルフ場の事業		48	60	12
合 計		4,752	4,850	98
平成22年12月末日現在		増減率	2.06%	

（注） 1） この表は労働者死傷病報告により集計した休業4日以上死傷病災害件数である。

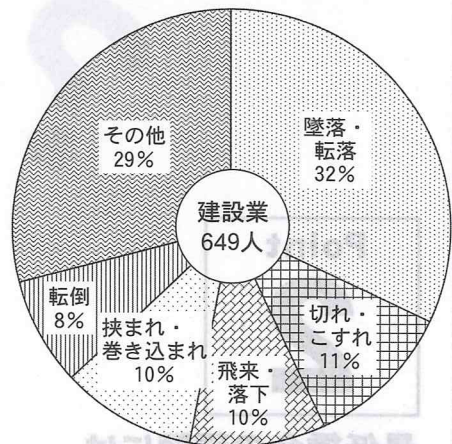
また、前年発生件数は作成時の同期発生件数である。

2） 陸上貨物運送事業には、貨物取扱業が含まれる。

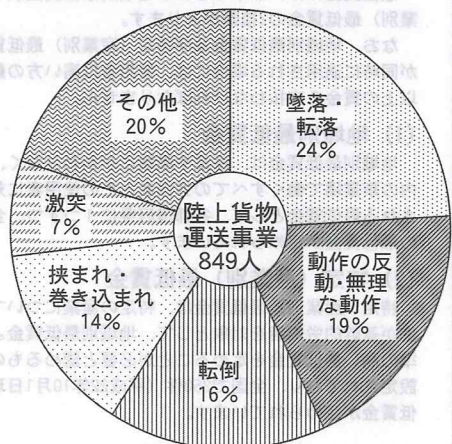
製造業における事故の型



建設業における事故の型



陸上貨物運送事業における事故の型



Point

1

最低賃金制度とは？

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

したがって、最低賃金額未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には罰則（50万円以下の罰金）が定められています。

最低賃金

7知っておきたいポイント！

Point

2

最低賃金の種類には
どのようなものがありますか？

最低賃金には、以下のとおり地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の2種類があります。

なお、地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

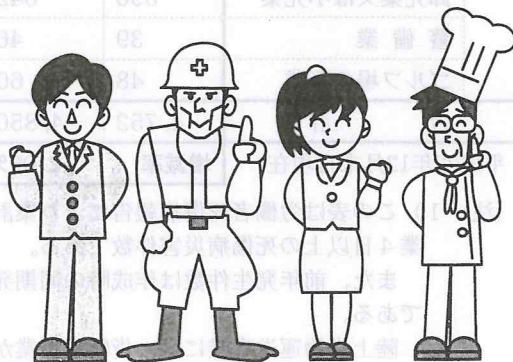
(1) 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47件の最低賃金が定められています。

(2) 特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されており、全国で250件（平成22年10月1日現在）の最低賃金が定められています。

埼玉労働局労働基準部賃金室



Point

3

最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

- (1) 地域別最低賃金は、セーフティネットとして、都道府県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者に適用されます。
- (2) 特定（産業別）最低賃金は、特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。（18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されません。）

なお、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- ②試の使用期間中の方
- ③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- ④軽易な業務に従事する方
- ⑤断続的労働に従事する方

最低賃金の減額の特例許可を受けようとする使用者は、最低賃金の減額の特例許可申請書（所定様式）2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲、これらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金及び効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で労働者に周知させるための措置を取らなければなりません。



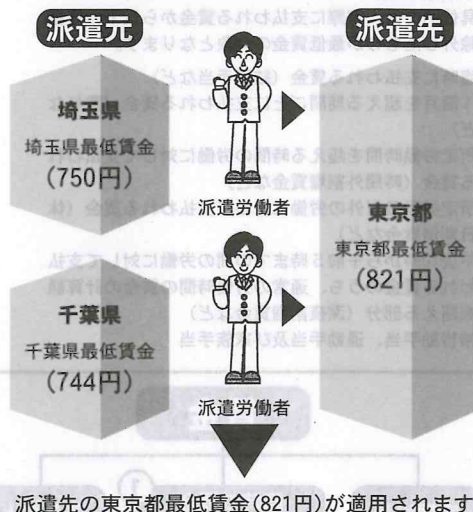
Point

4

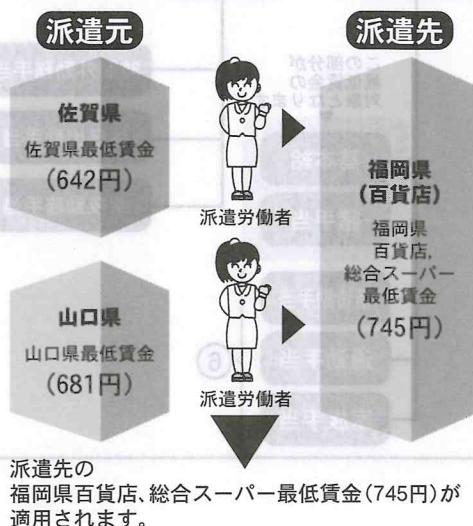
派遣労働者への適用は？

派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

■派遣先の事業場が他地域にある例



■派遣先の事業場に特定（産業別）最低賃金が適用されている例



※金額は平成22年10月末日現在のものです。

Point

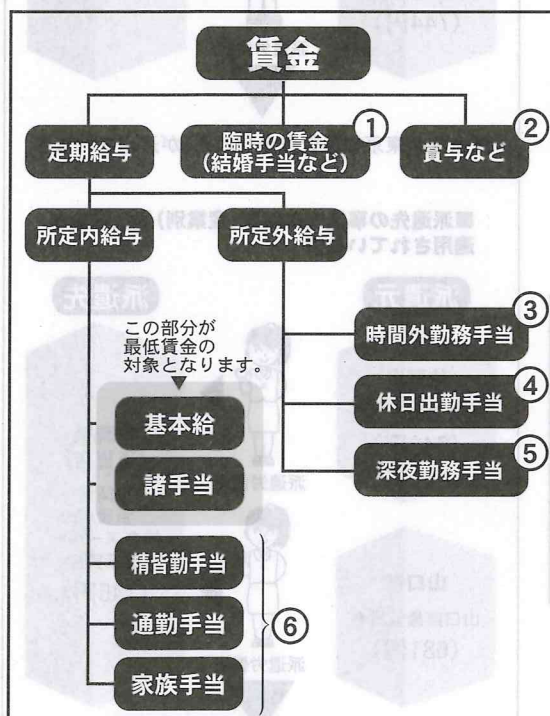
5

最低賃金はどのような賃金を対象としているのですか？

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。

具体的には、実際に支払われる賃金から以下の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ① 随時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆動手当、通勤手当及び家族手当



Point

6

最低賃金はどのようにして決められているのですか？

最低賃金は、以下の手続で決定します。

●地域別最低賃金

中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続を経て、都道府県労働局長が決定します。

●特定（産業別）最低賃金

関係労使の申出に基づき、地方最低賃金審議会が必要と認めた場合において、地方最低賃金審議会の審議・答申を得た後、異議申出に関する手続を経て、都道府県労働局長が決定します。

官報公示

効力の発生

公示の日から30日経過後
又は公示の日から30日経過後で指定する日

最低賃金は、中央及び地方最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定します。

地域別最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。



Point

7

最低賃金額以上になっているかどうかは、
どうやってチェックするのですか？

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

なお、すべての地域別最低賃金と大部分の特定（産業別）最低賃金は、時間額で定められていますが、一部の特定（産業別）最低賃金は、日額と時間額の両方で定められてい

ます。

この日額と時間額の両方が定められている特定（産業別）最低賃金については、日額は日給制の労働者に、時間額は日給制以外の時間給制・月給制の労働者に従前どおりそれぞれ適用されます。

(1) 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(2) 日給の場合

日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、

日給 $\geq$ 最低賃金額(日額)

(3) 月給の場合

月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

【月給制の場合の換算方法1：〇〇県で働くAさんの場合】

基本給	90,000円
職務手当	25,000円
通勤手当	5,000円
時間外手当	35,000円
合計	155,000円

労働時間/日	7時間30分
年間労働日数	250日
〇〇県最低賃金	695円

〇〇県で働く労働者Aさんは、月給で、基本給が月90,000円、職務手当が月25,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。また、この他残業や休日出勤があれば時間外手当、休日手当が支給されます。11月は、時間外手当が35,000円支給され、合計が155,000円となりました。なお、Aさんの会社は、年間所定労働日数は250日、1日の所定労働時間は7時間30分で、〇〇県の最低賃金は時間額695円です。

①Aさんに支給された賃金から、最低賃金の対象としない賃金を除きます。

除外される賃金は通勤手当、時間外手当であり、職務手当は除外されませんので、

$$155,000円 - (5,000円 + 35,000円) = 115,000円$$

②この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、

$$(115,000円 \times 12か月) \div (250日 \times 7.5時間) = 736円 > 695円$$

となり、最低賃金額以上となっています。

(4) 上記(1)、(2)、(3)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などの場合は、

それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)と比較します。

【日給制と月給制の組み合わせの場合の換算方法2：△△県で働くBさんの場合】

基本給(日給)	4,600円
11月の労働日数	20日
職務手当	25,000円
通勤手当	5,000円
合計	122,000円

労働時間/日	8時間
年間労働日数	250日
△△県最低賃金	730円

△△県で働く労働者Bさんは、基本給が日給制で、1日あたり4,600円、各種手当が月給制で、職務手当が月25,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。11月は、20日間働き、合計が122,000円となりました。なお、Bさんの会社は、年間所定労働日数は250日、1日の所定労働時間は8時間で、△△県の最低賃金は時間額730円です。

①Bさんに支給された手当から、最低賃金の対象としない賃金である通勤手当を除きます。

$$30,000円 - 5,000円 = 25,000円$$

②基本給(日給制)と手当(月給制)のそれぞれを時間額に換算し、合計すると、

$$\text{基本給の時間換算額} \quad 4,600円 \div 8時間 / 日 = 575円 / 時間$$

$$\text{手当の時間換算額} \quad (25,000円 \times 12か月) \div (250日 \times 8時間) = 150円 / 時間$$

$$\text{合計の時間換算額} \quad 575円 + 150円 = 725円 < 730円$$

となり、最低賃金額を下回ることになります。



地域別最低賃金一覧(47都道府県)

都道府県名	最低賃金額(円)	発効年月日	都道府県名	最低賃金額(円)	発効年月日
北海道	691	平成22年10月15日	滋賀	706	平成22年10月21日
青森	645	平成22年10月29日	京都	749	平成22年10月17日
岩手	644	平成22年10月30日	大阪	779	平成22年10月15日
宮城	674	平成22年10月24日	兵庫	734	平成22年10月17日
秋田	645	平成22年11月3日	奈良	691	平成22年10月24日
山形	645	平成22年10月29日	和歌山	684	平成22年10月29日
福島	657	平成22年10月24日	鳥取	642	平成22年10月31日
茨城	690	平成22年10月16日	島根	642	平成22年10月24日
栃木	697	平成22年10月7日	岡山	683	平成22年11月5日
群馬	688	平成22年10月9日	広島	704	平成22年10月30日
埼玉	750	平成22年10月16日	山口	681	平成22年10月29日
千葉	744	平成22年10月24日	徳島	645	平成22年10月16日
東京	821	平成22年10月24日	香川	664	平成22年10月16日
神奈川	818	平成22年10月21日	愛媛	644	平成22年10月27日
新潟	681	平成22年10月21日	高知	642	平成22年10月27日
富山	691	平成22年10月27日	福岡	692	平成22年10月22日
石川	686	平成22年10月30日	佐賀	642	平成22年10月29日
福井	683	平成22年10月21日	長崎	642	平成22年11月4日
山梨	689	平成22年10月17日	熊本	643	平成22年11月5日
長野	693	平成22年10月29日	大分	643	平成22年10月24日
岐阜	706	平成22年10月17日	宮崎	642	平成22年11月4日
静岡	725	平成22年10月14日	鹿児島	642	平成22年10月28日
愛知	745	平成22年10月24日	沖縄	642	平成22年11月5日
三重	714	平成22年10月22日	全国加重平均額	730	

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

厚生労働省
ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する
特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金に関するお問い合わせは都道府県労働局又は最寄りの労働基準監督署へ



産業安全運動100年記念事業にご参加ください

1900年代初頭のアメリカ産業界で提唱されていた「セーフティ・ファースト」の運動に感銘を受けた足尾銅山所長の小田川全之（おだがわまさゆき）氏は、1912年（大正元年）、「安全専一（あんぜんせんいち）」と訳した標示板をつくり、これを坑内外に掲げて従業員の安全意識の高揚を図る運動を始めました。これが、わが国産業界における自主的な安全運動のはじまりです。



2011年（平成23年）は、わが国の産業界で安全運動が始まってから100年目にあたります。そこで、業界団体の有志と災害防止団体により組織された実行委員会が「産業安全運動100年記念事業」を主催し、企業・事業場・団体が一丸となって、本記念事業を実施しています。

【主な記念事業】

1. 企業・事業場・団体が行う事業

トップが行う安全宣言・安全の誓い、安全100年黙祷、記念植樹、その他自主的な取組みを企業・事業場で積極的に実施していただく事業。その内容については、100年記念サイトへ書き込むことにより、広く公表することがでる。

2. 安全にまつわる体験談、エピソード、小論文の募集

(1) 「あんぜんチョットいい話」の募集

働く人の安全や健康にまつわることで、あなたやご家族の体験・エピソードをもとに気づいたり、考えたり、実行したことなどの作文を募集している。

(2) 「産業安全運動100年記念小論文」の募集

「これからの安全衛生活動のあり方を考える」をテーマに小論文を募集している。

3. イベント・企画の実施



(1) 安全衛生クイズの実施

職場の安全衛生に関する択一式のクイズが、平成23年1月より、産業安全運動100年記念サイトに毎月10問ずつ出題される。

(2) その他のイベント・企画

その他、有楽町・国際フォーラムで産業安全運動100年記念「全国産業安全衛生大会」や産業安全運動100年記念展示の開催、記録映像の制作、記念図書の発刊が予定されている。

本記念事業の詳細、最新情報は、産業安全運動100年記念サイトをご参照ください。

昭和8年の労働災害防止ポスター

<http://anzen100nen.jisha.or.jp/>

「安全100年」でインターネット検索することができます。

パートタイム労働者の均衡待遇に取り組む事業主の方へ

無料で

均衡待遇・正社員化推進プランナーがお手伝いします！

パートタイム労働法では、事業主は以下の措置について義務または努力義務が課されています。

～パートタイム労働法のポイント～

○労働条件の文書交付・説明義務

○均衡のとれた待遇の確保の推進

・全てのパートタイム労働者を対象とした、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保措置の義務または努力義務

・通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者に対する差別的取扱いの禁止

○通常の労働者への転換を推進するための措置義務

等

パートタイム労働法に対応するため、会社の規則等を見直すにあたり、このような疑問をもたれることはありませんか？

□ パートタイム労働法の内容がわからないので説明してほしい。

□ パートタイム労働法の改正（平成20年4月）に対応するにはどうすればよいのか？

□ パート労働者を正社員に転換させる仕組みはどうすればよいのか？

□ 正社員とパートの均衡のとれた待遇とは具体的に何をすればよいのか？

※ 均衡待遇に向けた取組に努められる事業主の皆様を支援する助成金もございます。

均衡待遇・正社員化推進プランナーは、このようなパートタイム労働者の均衡待遇に向けて取り組みたい事業主の方のご質問・ご相談に応じ、アドバイスや情報提供を行います。

ご希望により、プランナーが事業所を訪問いたします（予約制）。

まずは電話でお問い合わせください。

お問い合わせは



埼玉労働局雇用均等室

へどうぞ

〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階

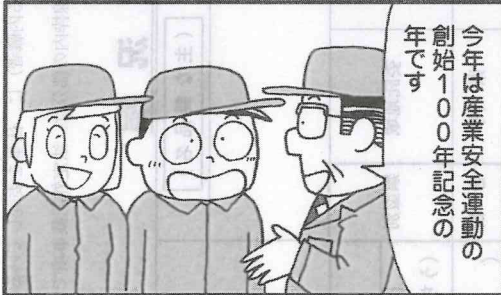
TEL 048-600-6210 FAX 048-600-6230

埼玉労働局HP <http://www.saitama-roudou.go.jp/>

安全くん

H23年間標語

「イラストレーター:ミヤチヒデタカ」

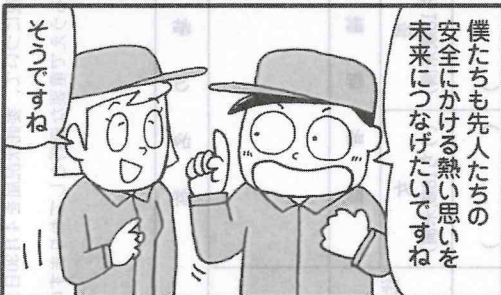


今年は産業安全運動の
創始100年記念の
年です



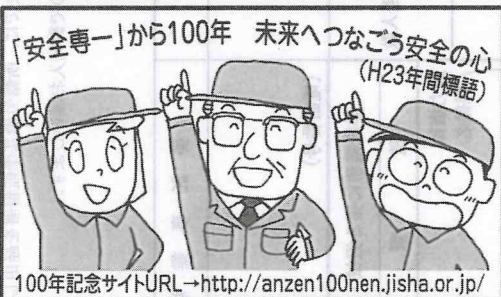
小田川全之氏
おたがらまさゆき

1912年(大正元年)、
小田川全之氏(足尾銅山
所長)が「安全専一」の
標示板をかかげ、
安全活動を始めたのが
日本の安全運動の
始まりとされています



そうですね

僕たちも先人たちの
安全にかける熱い思いを
未来につなげたいですね



「安全専一」から100年 未来へつなごう安全の心
(H23年間標語)

100年記念サイトURL→<http://anzen100nen.jisha.or.jp/>

《委託状況届》

の提出のお願い

埼玉労働局賃金室

家内労働者(いわゆる内職者)に業務を委託されている委託者は、本年4月1日現在の委託状況を4月30日までに必ず所轄労働基準監督署長を経由して所轄労働局長に提出しなければならないことになっております。

必ず委託者の方は「委託状況届」に必要事項を記入の上、労働基準監督署に提出してください。

なお、「家内労働者」とは、物品の製造、加工、販売又は請負を業とする者から、主として労働の対償を得るために物品の委託を受けて、製造、加工等に従事する者で同居の親族以外の者を使用しない者をいいます。

「委託者」とは、物品の製造、加工、販売又は請負を業とする者で、その業務の目的である物品について、家内労働者に仕事を委託する者をいいます。

「委託状況届」の記入に当たって不明な点がございましたら、ご遠慮なく所轄労働基準監督署、または埼玉労働局賃金室までお問い合わせください。



家内労働者（いわゆる内職者）に、仕事を委託している委託事業家は、本年4月1日現在の状況について、委託状況届を4月30日までに、所轄労働基準監督署を経由して所轄労働局長に提出する必要がある。
この委託状況届の太線枠内の部分は、法定外記載事項ですが、県内の家内労働の状況を把握するうえで重要な資料としておりますので御記入をお願いします。

委託状況届

事業の種類 (主な製品名)		委託事業場の名称				委託事業場の所在地	
()		(電話番号)				()	
委託業務の内容	委託地域	類型別	家内労働者数		補助者数		委託業務に係る機械・有機溶剤等の使用状況
			男 (うち18歳未満)	女 (うち18歳未満)	男 (うち18歳未満)	女 (うち18歳未満)	
	県内	合計	()	()	()	()	動力機械 機械名 () 有・無
		専業	()	()	()	()	
		内職	()	()	()	()	
		副業	()	()	()	()	
	県外 都道府県名 () 市町村 ()	合計	()	()	()	()	有機溶剤 (接着剤等) 有・無
		専業	()	()	()	()	
		内職	()	()	()	()	
		副業	()	()	()	()	
	市町村 ()	合計	()	()	()	()	その他 (粉じん作業等) 有・無
		専業	()	()	()	()	
		内職	()	()	()	()	
		副業	()	()	()	()	

平成

年

月

日

労働局長殿

委託事業場代表者 職氏名

印

記入要領

- 1 「事業の種類」欄には、委託事業場の事業の種類を記入してください。また、「家内労働者数」「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、()内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入してください。
- 2 類型別の「専業」とは、家内労働をその世帯の本業とし、世帯主自身が単独又は家族（補助者）と共にこれに従事しているもの、「内職」とは、主婦や高齢者など世帯主以外の家族が世帯の本業とは別に家内労働に従事しているもの、「副業」とは、他に本業を有する世帯主が本業とは別に家内労働に従事するものをそれぞれいいます。
- 3 「代理人数」欄には、貴事業場の従業員以外の人で、内職回りを請負っている人があれば、その人数を記入してください。
- 4 「委託業務に係る機械・有機溶剤等の使用状況」欄中「その他」欄には、化学物質の使用、特殊な作業等があれば記入してください。

101人以上規模の事業主のみなさん、 次世代法による行動計画策定・届出の義務化まで 1ヶ月を切りました!! お届けは、4月1日までに埼玉労働局雇用均等室へ!!

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出義務が平成23年4月からは企業規模101人以上に拡大されます。

該当事業主の皆様が、行動計画策定をスムーズに行っていただき、義務化までに埼玉労働局へ届け出ることができるようお願いいたします。

行動計画を策定後は、迅速に埼玉労働局雇用均等室へ届出をお願いします。

なお、埼玉労働局においては、行動計画策定事例を豊富に提供すると共に、毎週金曜日を中心に個別相談会の開催を行っています。

さらに詳しく知りたい方、相談されたい方は、下記へご連絡ください。

詳細については、埼玉労働局ホームページでもご覧いただけます。



検索① 埼玉労働局ホームページトップ>イベント
又は 埼玉労働局ホームページトップ>トピックス

検索② 埼玉労働局ホームページトップ>各種制度・手続>雇用均等関係>両立支援
(次世代育成支援含む) 関係>次世代育成支援に取り組む企業を支援します!!

次世代法に基づく認定をめざしませんか? 労働者に優しい企業としての「くるみん」マークを めざしましょう

お問い合わせ：埼玉労働局雇用均等室（048-600-6210）
届出先住所：〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16F

◆ 各種講習会・行事 ◆

講習の種類		開催月/日	開催場所	主・共催者
技能講習等	乾燥設備作業主任者	3/3・4	NVビル(北浦和)	連合会
		4/4・5	NVビル(北浦和)	連合会
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	3/7・8	川口総合文化センター(大会議室)	連合会・川口
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	3/9・10・11	NVビル(北浦和)	連合会
		4/6・7・8	NVビル(北浦和)	連合会
	鉛作業主任者	3/17・18	NVビル(北浦和)	連合会
	木材加工用機械作業主任者	4/15・16	小川木材建具工業協同組合	連合会
	フォークリフト運転業務	3/2・5・6・12・13	行田市商工センター他	行田
		3/4・5・12・13	さくらめいと他	熊谷
		3/12・15・16・17	埼玉県トラック協会東部会館	春日部
		3/16・19・20・21	川口機械工業(協)・日本地工(株)	川口

講習の種類	開催月/日	開催場所	主・共催者
技能講習等	5/10・14・15・21	川口機械工業(協)・日本地工(株)	川口
	5/14・17・18・19	埼玉県トラック協会東部会館	春日部
	5/20・22・28・29	さくらめいと他	熊谷
	6/4・5	ボッシュ(株)	川越
	6/9・11・12・18	川口機械工業(協)・日本地工(株)	川口
	6/11・12・18・19	アイチ研修センター	大宮
	7/13・16・17・18	川口機械工業(協)・日本地工(株)	川口
	5/13・14・15	さくらめいと他	熊谷
	5/13・14・15	大林組東京工場	川越
	6/23・24・26	川口機械工業(協)・(株)須崎鋳工所	川口
特別教育	3/9・10	さいたま市産業文化センター	連合会
	4/27・28	さいたま市産業文化センター	連合会
	5/11・12	川口総合文化センター(大会議室)	連合会・川口
	3/10	さくらめいと	熊谷
	5/18	皆野町文化会館	秩父
	6/14	春日部市商工振興センター	春日部
	4/14	川越地区労働基準協会	川越
	5/14・15	キャタピラー教習所・秩父教習所	秩父
	5/20	川越地区労働基準協会	川越
	5/26	さくらめいと	熊谷
その他の教育・講習	4/12・13	NVビル(北浦和)	連合会
	4/23	みどりが丘工業団地地区センター	秩父
	4/13	春日部市商工振興センター	春日部
	4/7	川越地区労働基準協会	川越
	4/上旬	さいたま市産業文化センター	浦和
	4/21	さいたま市産業振興会館	大宮
	4/21	さくらめいと	熊谷
	4/21	ワークヒルズ羽生	行田
	4/27	入間市産業文化センター	所沢
	5/13	川口市民ホール・フレンジア	川口
行事	5/19・20	さいたま市産業振興会館	大宮
	5/25・26	川口機械工業(協)	川口
	5/26・27	川越地区労働基準協会	川越
	6/中旬	さいたま市産業文化センター	浦和
	6/21・22	春日部市商工振興センター	春日部
	4/8	マロウドイン熊谷	熊谷
	6/2	ワークヒルズ羽生	行田
	6/3	川口総合文化センター「リリア」	川口
	6/3	狭山市民会館	所沢
	6/8	久喜・菖蒲工業団地管理センター	春日部
行事	6/9	草加市文化会館	春日部
	6/10	春日部市商工振興センター	春日部
	6/9	埼玉医科大学かわごえクリニック会議室	川越
	6/10	紫雲閣	川越
	6/上旬	浦和会場	浦和
	6/上旬	新座会場	浦和
	6/上旬	朝霞会場	浦和
	3/28	ホテルブリランテ武蔵野	連合会
	4/26	(株)リケン	熊谷
	5/11	熊谷会館	熊谷
行事	5/中旬	プリムローズ有朋	浦和
	5/21	マロウドイン熊谷	熊谷
	5/24	川口総合文化センター(大大会議室)	川口
	5/25	大宮ラフォーレ清水園	大宮
	5/25	秩父宮記念市民会館	秩父
	5/26	ワークヒルズ羽生	行田
	5/27	春日部市商工振興センター	春日部
	6/17	ヘリテイジ・リゾーツ飯能	所沢

☆各種講習会・行事についてのお申込み、問い合わせは各主催者へ

協会名	連合会	浦和	川口	大宮	熊谷
電話	048(822)3466	048(832)1161	048(258)3756	048(641)0003	048(525)1746
FAX	048(832)0351	048(832)1162	048(253)7620	048(641)0004	048(525)6506
協会名	川越	春日部	所沢	行田	秩父
電話	049(244)9422	048(736)8743	04(2922)8382	048(553)5300	0494(22)3020
FAX	049(242)0613	048(736)8791	04(2922)1727	048(553)5311	0494(22)3242